

## 56. 那覇市・南風原町環境施設組合規約

### 第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、那覇市・南風原町環境施設組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、那覇市及び南風原町(以下「組合市町」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ごみ処理施設「那覇・南風原クリーンセンター」の設置及び管理運営に関する事務
- (2) 最終処分場「那覇エコアイランド」の設置及び管理運営に関する事務
- (3) 還元施設「環境の杜ふれあい」の設置及び管理運営に関する事務
- (4) 還元施設「環境の杜ふれあい周辺の公園」の整備及び管理運営に関する事務

(組合事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、南風原町字新川 650 番地に置く。

### 第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会(以下「組合議会」という。)の議員の定数は、9人とし、組合市町の定数は次のとおりとする。

那覇市 6人

南風原町 3人

(議員の選挙)

第6条 組合議会の議員は、組合市町の議会において、組合市町の議会の議員の中から選挙する。

2 組合議会の議員の選挙を行うときは、組合の管理者は、その旨を組合市町の長に通知しなければならない。

- 3 前項の通知があったときは、組合市町の長は、組合市町の議会の長に対し選挙を行うよう通知しなければならない。
- 4 第 1 項の選挙が終了したときは、組合市町の長は、直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。

(議員の補欠選挙)

- 第 7 条 組合議会の議員に欠員が生じたときは、その組合議会の議員の属している組合市町は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。
- 2 前項の選挙については、前条の規定を準用する。

(議員の任期)

- 第 8 条 組合議会の議員の任期は、組合市町の議会の議員の任期とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 組合議会の議員が組合市町の議会の議員でなくなったときは、その職を失う。

(議長及び副議長)

- 第 9 条 組合議会に議長及び副議長各 1 人を置く。
- 2 議長及び副議長は、組合議会の議員の中から選挙する。
  - 3 議長及び副議長の任期は、組合議会の議員の任期とする。

### 第 3 章 組合の執行機関

(管理者)

- 第 10 条 組合に管理者を置く。
- 2 管理者は、組合市町の長が互選する。
  - 3 管理者の任期は、組合市町の長の任期とする。

(副管理者及び会計管理者)

- 第 11 条 組合に副管理者及び会計管理者各 1 人を置く。
- 2 副管理者は、管理者でない組合市町の長をもって充てる。
  - 3 会計管理者は、管理者の属する組合市町の会計管理者をもって充てる。
  - 4 副管理者の任期は、組合市町の長の任期とする。
  - 5 会計管理者は、組合市町の長が管理者でなくなったときは、その身分を失う。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(職務権限)

第 12 条 管理者は、組合を代表し組合の事務を統括する。

- 2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計管理者は、組合の会計事務をつかさどる。

(監査委員)

第 13 条 組合に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下「識見を有する者」という。)及び組合議会の議員の中から各 1 人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とし、組合議会の議員の中から選任される者にあつては組合議会の議員の任期によるものとする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うものとする。

(職員)

第 14 条 組合に職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。

## 第 4 章 組合の経費

(経費の支弁方法)

第 15 条 組合の経費は、組合市町の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(負担金)

第 16 条 組合市町の負担金は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみ処理施設等にかかる負担金は、那覇・南風原クリーンセンターへのごみ搬入量の実績割により算出した額とする。
- (2) 還元施設「環境の杜ふれあい」の管理運営負担金は、那覇市 85/100、南風原町 15/100 の割合により算出した額とする。

## 附 則

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成 13 年 10 月 12 日規約第 1 号)

この規約は、那覇市長及び南風原町長の協議により定める日から施行し、改正後の那覇市・南風原町ごみ処理施設事務組合規約は平成 13 年 8 月 5 日から適用する。

附 則(平成 15 年 7 月 22 日沖縄県知事許可)

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

附 則(平成 16 年 1 月 8 日沖縄県知事許可)

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 12 月 1 日規約第 1 号)

この規約は、那覇市長及び南風原町長の協議の整った日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 4 日沖縄県知事許可)

この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。ただし、題名の改正規定及び第 1 条の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 1 月 4 日沖縄県知事許可)

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 16 条の改正規定は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 改正後の那覇市・南風原町環境施設組合規約第 16 条第 1 号の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 4 前項の場合においては、この規約による改正前の那覇市・南風原町環境施設組合規約第 11 条及び第 12 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成 21 年 8 月 18 日沖縄県知事許可)

(施行期日)

- 1 この規約は、沖縄県知事の許可のあった日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の日(以下「施行日」という。)において、組合議会の議員の職にある者の数に変更後の那覇市・南風原町環境施設組合規約第 5 条に規定する議員の定数を超過しているときは、当該議員の任期中は、その数をもって定数

とする。ただし、施行日後に、組合議員に欠員が生じたときは、これに応じて、その定数は、変更後の那覇市・南風原町環境施設組合同規約第 5 条に規定する議員の定数に至るまで減少するものとする。

#### 附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。